

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

府省庁名 環境省

No	5
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）
要望項目名	一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設に係る非課税措置並びに資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置の拡充
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）第39条に規定する自主回収・再資源化事業計画及び同法第48条に規定する再資源化事業計画について主務大臣の認定を受けた者（及びその委託を受けて再資源化に必要な行為を業として実施する者）の事業の用に供する施設等に係る非課税措置並びに事業所税の課税標準の特例</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>認定により一般廃棄物処理業者等とみなされる者については、事業所税が非課税 認定により産業廃棄物処理業者等とみなされる者については、資産割の課税標準を3/4控除、従業員割の課税標準を1/2控除</p>
関係条文	<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 第39条、第48条 地方税法第701条の34第3項第8号及び第701条の41第1項表第4号 地方税法施行令第56条の53の2第2項第1号</p>
減収見込額	<p>地方税法第701条の41第1項表第4号 [初年度] ▲ 14 (▲995) [平年度] ▲ 14 (▲995) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>以下の施設に対して税制の優遇措置を講じることにより、製造・販売事業者及び排出事業者によるプラスチック使用製品の自主回収や再資源化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環法第39条に基づき、プラスチック使用製品を自主回収・再資源化する計画について主務大臣の認定を受けた製造・販売事業者の自主回収・再資源化事業の用に供する施設 ・同法第48条に基づき、プラスチック使用製品産業廃棄物等を再資源化する計画について主務大臣の認定を受けた排出事業者の再資源化事業の用に供する施設 <p>(2) 施策の必要性</p> <p>海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、2019年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、2035年までに使用済みプラスチックを100%有効利用することなどの方針を示したところ。また、第204回国会にてプラスチック資源循環法が成立した。</p> <p>プラスチックの資源循環に向けては、製品の性状や排出実態について熟知した製造・販売事業者及び排出事業者が自主回収・再資源化に取り組むことで高度なリサイクルが行われることが不可欠であり、こうした事業者による取組を促すため、プラスチック資源循環法では、事業者がプラスチック使用製品を自主回収・再資源化する計画等について国の認定を受けた場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）における業の許可を不要とする措置が盛り込まれている。</p> <p>しかしながら、新たな費用負担が発生することが事業者の自主回収・再資源化事業の開始を妨げとなっているため、本特例措置を拡充し、税制面からの支援を要求するものである。</p> <p>加えて、認定自主回収・再資源化事業者及び認定再資源化事業者は、業の許可が不要となること以外、処理を業として行う者としての廃棄物処理基準の遵守等の責務は許可業者と変わりがなく、法律上も許可業者とみなされている（プラスチック資源循環法第41条、第50条、第51条）。具体的には他者から受託した廃</p>

	<p>棄物の処理について処理基準の遵守(廃棄物処理法第14条第8項)、名義貸しの禁止(同法第14条の3の2)、改善命令(同法第19条の3)等の規定の適用を受ける。したがって、</p> <p>①廃棄物の処理に関し許可業者と同様の役割を果たすこと</p> <p>②廃棄物処理法上も許可業者として扱われ、その適正な処理の確保について、許可業者と同一の厳格な内容であって、かつ法令に基づく規制が講じられていることから税制上も許可業者と同様に扱うことが適当である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 【環境省の政策評価体系図における位置づけ】 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進（4-2. 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進）
	政策の達成目標	2035年までに、使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	廃プラ総排出量 850万トンのうち、726万トン（85%）をリユース・リサイクル等により、有効利用（2019年）
有効性	要望の措置の適用見込み	5416件（地方税法第701条の34第3項第8号） 20件（地方税法第701条の41第1項表第4号）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制上の優遇措置を講ずることにより事業者によるプラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業等の実施を促進し、「プラスチック資源循環戦略」のマイルストーン達成に向けて、リサイクルの質と量を向上させ、プラスチックの資源循環を推進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業（4,300百万円） ・省CO2型のプラスチック高度リサイクル・再生可能資源由来素材の製造設備への補助 ・省CO2型の再エネ関連製品等リサイクル高度化設備への補助
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、リサイクルを実施しようとする事業者に対して高度なリサイクルを可能とする設備導入を支援するものであり、要望項目は、更なるプラスチックの資源のため、事業者に対して自主回収、再資源化に積極的な貢献を促すためのものである。
	要望の措置の妥当性	事業所税は、地方税法第701条の30に規定するとおり、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるために課す目的税であり、その用途のひとつとして、同法701条の73第3項に「水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業」が規定されている。当該特例措置の対象施設は、これに該当するものであり、事業所税の課税目的に沿わない。 また、市町村長の許可を受けた一般廃棄物処理業者及び都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者等の事業の用に供する施設については、公害防止・公衆衛生に資する都市インフラ施設として廃棄物処理法の制定当初より現在にいたるまで事業所税の優遇措置が講じられている。 プラスチック資源循環法における、認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法上の一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処理事業者又は産業廃棄物収集運搬事業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなされ、廃棄物処理基準の遵守、名義貸しの禁止、改善命令等許可業者と同様の規制を受け、廃棄物の適正な処理について許可業者と同様に重要な役割を果たしていくこととなるため、当該者に対しても税制の優遇措置を講じることが適当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>・ 701 条の 41 第 1 項 4 号 平成 29 年度 減収額：914,917 千円 平成 30 年度 減収額：1,016,071 千円 令和元年度 減収額：980,759 千円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>【令和元年度】 ・ 701 条の 41 第 1 項 4 号 ①課税標準（事業所床面積（㎡）） ②1,634,599 ㎡ [980,759 千円]</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>